

佐渡市地球温暖化対策実行計画 (第 2 期)

平成 24 年 3 月
佐 渡 市

－ 目 次 －

I	計画の趣旨と位置づけ・・・・・・・・・・	1
II	基本的事項・・・・・・・・・・	1
1	対象範囲・・・・・・・・・・	1
2	実施期間及び基準年度・・・・・・・・・・	1
3	対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・	1
4	温室効果ガス排出状況・・・・・・・・・・	2
III	全体目標・・・・・・・・・・	2
1	二酸化炭素の排出削減・・・・・・・・・・	2
2	二酸化炭素排出量の把握・・・・・・・・・・	2
IV	具体的な目標と取組・・・・・・・・・・	3
1	省エネルギーなどの推進・・・・・・・・・・	3
2	公用車における環境負荷の低減・・・・・・・・・・	4
3	廃棄物の発生抑制・リサイクル・・・・・・・・・・	6
4	環境への負荷の低減に配慮した物品などの調達・・・・・・・・・・	8
5	庁舎・施設の管理及び公共工事の実施における環境負荷の低減・・・・・・・・・・	7
6	地球温暖化問題に関する職員の意識向上・・・・・・・・・・	9
V	進行管理・・・・・・・・・・	9
1	計画の推進体制・・・・・・・・・・	9
2	取組状況の公表・・・・・・・・・・	9

I 計画の趣旨と位置づけ

地球温暖化の主たる原因は、地球上の人間活動に起因する温室効果ガスの排出に伴う大気中の温室効果ガス濃度の上昇であることから、社会経済のあらゆるシステムを構造的に温室効果ガスの排出の少ないものとするよう、人々の意識・価値観の転換を伴った排出削減努力を積み重ねていく必要があります。

このため、市は、「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)」に基づく、「佐渡市地球温暖化対策実行計画」を平成19年3月に策定し、平成23年度までに平成17年度を基準として、温室効果ガスの排出量を8%削減することを目指し、市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の把握と削減に向けた取組を推進してきました。

平成22年度における温室効果ガスの排出量は、基準年の平成17年度より約14%排出量が削減となり、平成23年度には8%削減の目標は達成できる見込みにあります。

このたび、実行計画の計画期間終了に伴い、本計画は継続性を要することから、一部見直しを行い前期に引き続き、第2期計画を策定するものです。本計画は、市が実践すべき環境配慮行動指針として位置づけ、自ら行う事務・事業活動に関し温暖化防止に資する行動計画とします。

II 基本的事項

1 対象範囲

本計画の対象範囲は、市のすべての事務・事業並びに所属機関及び職員とします。

ただし、市が主に出資している法人(財団法人、社会福祉協議会など)や指定管理者制度により管理委託した施設などにおける事務・事業は対象としません。

2 実施期間及び基準年度

本計画の実施期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とし、基準年度は平成22年度とします。

ただし、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 対象とする温室効果ガス

本計画では、市の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の98%を占める二酸化炭素のみを対象とし、その削減に努めます。

4 温室効果ガス排出状況

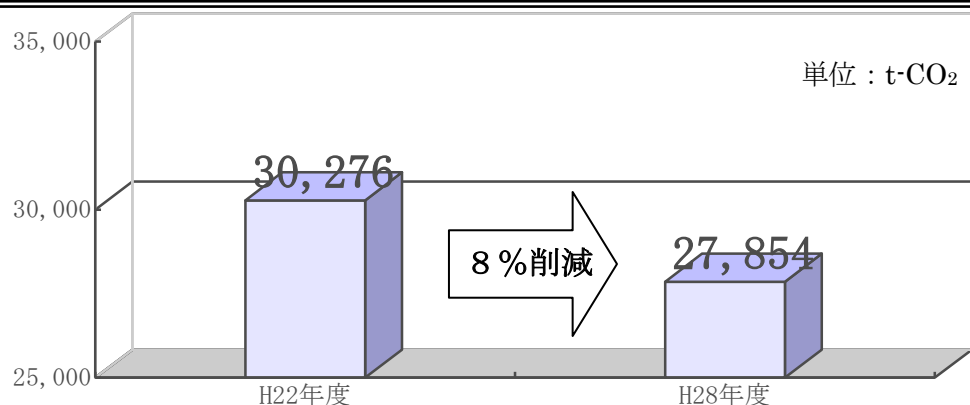
平成22年度における市の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量は30,966t-CO₂であり、このうち二酸化炭素が30,276t-CO₂と全体の98%を占めています。

項 目	排出量(t-CO ₂)	割合(%)
二酸化炭素	30,276	98
エネルギー起源(燃料・エネルギーの使用)	(23,118)	75
非エネルギー起源(廃棄物の焼却)	(7,158)	23
メタン	142	-
一酸化二窒素	543	2
ハイドロフルオロカーボン類(HFC)	5	-
温室効果ガス総排出量	30,966	

Ⅲ 全体目標

1 二酸化炭素の排出削減

市の事務・事業に伴う二酸化炭素の排出量の8%削減を目指します。



◆削減目標設定の考え方

我が国の国際公約でもある25%削減(1990年比)に可能な限り貢献すべきであることを踏まえて、前期の削減目標と同じ8%の削減目標を定めました。

2 二酸化炭素排出量の把握

市の事務・事業に伴う二酸化炭素の排出量を把握するため、年間を通じて以下の調査活動に取り組みます。

- ① 車両台数、車両走行距離及び燃料消費量
- ② ガソリン、重油、灯油、電気、水道、ガスなどの資源・エネルギー使用量
- ③ ごみ等、廃棄物の排出量や資源回収量
- ④ 各部署の取組状況 など

IV 具体的な目標と取組

1 省エネルギーなどの推進

(1) 電気使用量の削減

目標

電気使用量の 8 %削減を目指します。

平成 22 年度：28,592,735kWh ⇒ 平成 28 年度：26,305,316kWh

(2) 燃料使用量の削減

目標

燃料使用量の 5 %～9 %削減を目指します。

<灯油>平成 22 年度：1,621,097ℓ ⇒ 平成 28 年度：1,457,198ℓ (9%削減)

<A 重油>平成 22 年度：1,270,476ℓ ⇒ 平成 28 年度：1,168,838ℓ (8%削減)

<LP ガス>平成 22 年度：42,920 m³ ⇒ 平成 28 年度：39,486 m³ (8%削減)

<都市ガス>平成 22 年度：12,871 m³ ⇒ 平成 28 年度：12,227 m³ (5%削減)

具体的な取組

- 冷房 28℃、暖房 20℃による室内温度管理を徹底します。
 - ・夏季(6～9月)におけるクールビズ(ノーネクタイ、ノー上着、軽装の励行)や秋・冬季(11～3月)におけるウォームビズ(重ね着などの励行)に取り組みます。
- 緑のカーテン設置やブラインド等の適切な利用により、採光・遮光を効率的に行います。
- 定期的に空調設備のメンテナンスを行います。
- 執務室内のレイアウトを工夫するなど、空調の効率化に取り組みます。
- 事務所の一旦消灯などに取り組みます。
 - ・ 朝は、8時30分に一斉点灯
 - ・ 昼は、12時～13時の間、一斉消灯
 - ・ 17時30分以降は、時間外勤務を行う職員が、不必要な箇所を消灯
- 昼休みや退庁時など、OA機器の不使用时(30分以上使用しない時など)は電源を切ります。
- OA機器の節電機能(余熱モードなど)の活用を徹底します。
- ノー残業デーにおける定時退庁を徹底します。
- 深夜電力の有効活用を図ります。
- 電気設備・機械などは、省エネルギー型を選択します。
 - ・ 白熱電球からLED電球への切替えに取り組みます。
 - ・ 器具の清掃などにより、照度の効率化を図ります。
 - ・ 蛍光灯をインバーター照明に切替えます。
 - ・ エネルギー効率の高い調理器具などの導入に取り組みます。

- 事業系施設は、機械の効率的な運転に取り組みます。
- 断熱性の高い構造の導入や自然光の効率的な利用に取り組みます。
- 部分消灯ができるようフロアごとの配線の見直し、または、簡易スイッチの取付けなどに取り組みます。
- 最大需要電力計（デマンド計）の導入により最大電力使用の抑制に努めます。

◆参考◆

電気使用料 14 円/kWh と推計し、電気使用量を 8%削減したとすると、約 32,024 千円の経費削減となります。

（３）水道使用量の削減

目標

水道使用量の 5 %削減を目指します。

平成 22 年度：326,248 m³ ⇒ 平成 28 年度：309,936 m³

具体的な取組

- 職員一人ひとりが水を大切に使うよう心がけ、節水に努めます。
 - ・ 洗面所、給湯室での節水に取り組みます。
 - ・ 洗車時は、ホースの先にコックを設置し、こまめに調節します。
- 節水コマなどの節水設備の導入に取り組みます。
- トイレ自動水栓装置・自動洗浄装置、擬音装置などの導入に取り組みます。
- 貯留タンクなど雨水利用設備の導入に取り組みます。

◆参考◆

水道使用料を 248 円/m³とし、水道使用量を 5 %削減したとすると、約 4,045 千円の経費削減となります。

2 公用車における環境負荷の低減

（１）低公害・低燃費車の導入

目標

市が保有する公用車を計画的に低公害・低燃費車化することを目指します。

平成 22 年度：13.6% ⇒ 平成 28 年度：20%

具体的な取組

- 「佐渡市低公害車等率先導入実行指針(平成 24 年 3 月策定)」に基づき、計画的に低公害・低燃費車を導入します。
- 公用車の切替え時、または、新規購入時は、保有の必要性を十分考慮し、総保有台数を削減します。

※ 切替え時とは、登録 10 年以上経過(軽自動車は 7 年)あるいは 10 万 km 以上走った時点をいいます。

(2) 公用車における燃料使用量の削減

目標

公用車における燃料使用量の8%削減を目指します。

<ガソリン>平成22年度：182,366ℓ ⇒ 平成28年度：167,777ℓ

<軽油>平成22年度：98,409ℓ ⇒ 平成28年度：90,536ℓ

具体的な取組

- アイドリングストップなどのエコドライブに取り組みます。
 - ・ 駐車や長時間停車する時は、車のエンジンを切ります。
 - ・ 空ぶかしをしないようにします。
 - ・ 急発進、急加速をしないようにします。
 - ・ 不要な荷物を載せません(燃料を満タンにしません)。
 - ・ 計画的ドライブに取り組みます。
 - ・ 加減速の少ない運転をします。
 - ・ エアコンの使用を控えめにします。
- タイヤの空気圧調整など、定期的に点検・整備します。
- 走行時の二酸化炭素の排出削減に資する部品・物品の装着・導入に取り組みます。
- 運転視界を妨げない範囲で、公用車への断熱フィルムの装着に取り組みます。

◆参考◆

ガソリン 150 円/ℓ、軽油 120 円/ℓとして推計し、公用車における燃料使用量を8%削減したとすると、約3,133千円の経費削減となります。

(3) 自動車利用の抑制

具体的な取組

- 公共交通機関の利用の促進に取り組みます。
- 近距離へは、徒歩や自転車を利用します。
- 近距離通勤での自動車の使用自粛やノーマイカーデーの実施などに取り組みます。

3 廃棄物の発生抑制・リサイクル

(1) 庁舎・施設などからの廃棄物の削減

目標

市が排出する廃棄物の量の8%削減を目指します。

平成22年度：403t ⇒ 平成28年度：371t

具体的な取組

●「ごみ箱から古紙ゼロ運動」をさらに推進します。

○古紙の発生抑制

- ・ 職員一人ひとりが紙類を大切に使うよう心がけ、無駄な紙の使用を抑制します。
- ・ 資料はできるだけ1枚で、「ワンベスト・ツーベター」を徹底します。
- ・ 不必要な資料は「作らない・渡さない・求めない」を徹底します。
- ・ 資料の簡素化を徹底し、印刷冊子などは配布先、印刷部数を精査し削減します。
- ・ 電子メールや掲示板、回覧板を積極的に活用します。
- ・ 両面コピー、両面印刷の徹底及び縮小コピーの効果的利用を行います。
- ・ ミスコピーの防止に努めます。
- ・ 資料の小さなミスは手書きで補い、再コピーをしないようにします。

○古紙の再利用

- ・ 片面使用済み用紙の再利用箱を設置し、裏面利用を徹底します。
- ・ 使用済み封筒の再利用を徹底します。

○古紙のリサイクル

- ・ 古紙回収箱を設置し、品目ごとの分別・収集を徹底します。
- ・ 廃棄書類や図書などの再資源化を行います。
- ・ ホチキス止め用紙は、ホチキスの針をはずしてリサイクルします。
- ・ 機密書類の廃棄はシュレッダーを利用し、リサイクルに努めます。

◆参考◆

平成22年度古紙回収売払い代金は65千円となっています。

- 給食センターなどから排出される生ごみの減量化に取り組みます。
- 調理後の廃食用油については、BDF燃料化に取り組みます。
- 市が実施するイベントでのごみの減量化に取り組みます。
- 商品の過剰包装を断ります。
- 各部署で物品の在庫管理を徹底し、重複調達や期限切れ廃棄などの防止を徹底します。
- 事務用品の再利用を推進するとともに、使い捨て製品の調達を自粛します。
- 事務室における個人用ごみ箱を撤去します。

- 分別を徹底するため、種類ごとの回収ボックスを設置します。
- マイボトル、マイバック、マイ箸の利用を進めます。

(2) 市民・事業者などが排出する廃棄物の削減

目標

ごみ排出量の 7 % の削減を目指します。

平成 22 年度 : 23,077t ⇒ 平成 28 年度 : 21,400t

具体的な取組

- 「佐渡市一般廃棄物処理基本計画(平成 20 年 3 月見直し)」に基づき、ごみの減量(ごみの発生抑制)」に向けた取り組みを推進していきます。
※ 平成 22 年度 1,000g ⇒ 平成 28 年度 953g (47g/人・日削減)
- マイバッグ(買物袋)の普及展開、生ごみのコンポスト化の普及促進、環境にやさしい製品の購入やサービス利用の推進により、廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識を高めます。
- 廃棄物に関する情報を、市のホームページなどにより市民に積極的に提供するとともに、社会全体で 3 R 活動の推進のための意識改革を図ります。
- 3 R 活動の推進に向けて「イベントごみ減量大作戦」を実施し、各主体の自主的なイベントごみの減量化に向けた取組を支援します。
- 地域に根ざした 3 R 活動を推進するため、各主体が連携した活動が促進されるよう、必要な情報提供などの支援を行います。
- ペットボトル、プラスチック製容器包装や紙製容器包装の分別収集に取り組みます。
- 古紙の拠点回収に取り組みます。
- 廃食用油の拠点回収に取り組みます。

4 環境への負荷の低減に配慮した物品などの調達

目標

「佐渡市環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成 17 年 4 月策定)」に基づき、グリーン購入を徹底します。

具体的な取組

- 毎年度「佐渡市環境物品等調達計画」を策定し、グリーン購入に取り組みます。
- 特定調達品目以外の物品などを調達する場合、エコマークなどの環境ラベリングを参考に、できるだけ環境に負荷の少ない物品などを調達します。
- 公共工事における資材(溶融スラグや地元産材など)、建設機械、工法及び目的物についてもグリーン購入に取り組みます。

- 環境への負荷が少ない物品などに関する情報の共有化を図ります。

◆参考◆

平成 22 年度におけるグリーン購入調達率は、平均 85%となっています。

5 庁舎・施設の管理及び公共工事の実施における環境負荷の低減

(1) 新エネルギーなどの活用

目標

太陽光などの自然エネルギーの導入について、新規の公共施設建設および大規模改修時に積極的に導入します。

具体的な取組

- 小中学校や庁舎などの公共施設への太陽光・風力発電設備の導入に取り組みます。
- 廃棄物発電・廃熱利用、木質系バイオマス資源など未利用エネルギーの有効利用を検討します。
- コージェネレーション（熱電併給）システムの導入を検討します。

◆参考◆

太陽光電池容量 10kW の太陽光発電設備を設置した場合、既存施設における発電実績から、年間約 10,000kWh の発電が見込まれます。

年間約 4,290kg-CO₂ の排出削減につながります。

(2) 公共工事の実施における環境配慮

具体的な取組

- 「佐渡市環境基本計画」に定める開発行為別環境配慮指針に基づいた公共工事の実施に取り組みます。
- 工事の実施にあたっては、資源・エネルギーの有効利用、省エネルギー対策の実施など、環境の保全に配慮します。

(3) 庁舎・施設からの汚染物質の削減

具体的な取組

- 有害物質の使用にあたり、排出・排水処理などを確実に実施します。
- 特定フロンなどの使用機器は、定期点検等の適正管理を行い、漏洩防止を図るとともに、廃棄時は特定フロンなどの適切な回収を行います。
- 消火設備の新設・更新時は、人命の安全及び機器などの保護に必要な場合以外、ハロン消火設備を選択しないよう努めます。

(4) 緑化の推進

具体的な取組

- 公共施設における緑地の適正な管理や生垣・花壇の整備に取り組みます。

6 地球温暖化問題に関する職員の意識向上

具体的な取組

- 地球温暖化対策の推進をはじめ、環境保全に関する情報の共有化を図ります。
- 環境に関する研修会への職員の積極的な参加を図り、職員に対する研修を計画的に実施します。
- 「チャレンジ25」キャンペーンへの参加を促進します。

V 進行管理

1 計画の推進体制

本計画の推進については、別に定める「佐渡市地球温暖化対策実行計画の推進に関する要綱」によることとします。

2 取組状況の公表

本計画の実施状況は、佐渡市の環境や市のホームページを通じて、毎年度市民に公表します。